

報告第 10 号

令和 7 年度西海市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する
計画について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、令和 7 年度西海市下水道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を別紙のとおり報告する。

令和 8 年 5 月 1 1 日

西海市長 瀬川 光之

令和7年度西海市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	繰越工事資金	当年度損益勘定 留保資産			
1	資本的支出		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
	1	建設改良費 管渠整備事業 (公共下水道事業)	62,500,000	10,256,400	45,800,000	26,100,000	17,300,000	0	2,400,000	0	6,443,600	0	管渠工事において、通行止めとなる施工区間について地元との協議に日数を要したため。
		合計	62,500,000	10,256,400	45,800,000	26,100,000	17,300,000	0	2,400,000	0	6,443,600	0	